平成２２年（フ）第５３５１号
大阪市淀川区新高２丁目６番28―512号、前住所大阪市淀川区野中南２丁目11番７号
破産者　加藤　裕盛
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６００８号
大阪市生野区巽東３丁目９番31―911号
破産者　岩田製作所こと岩田起承こと　李　起承
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６００９号
大阪市生野区巽西４丁目５番32号
破産者　岩田勇こと　李　　大珍
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１６５号
兵庫県朝来市山東町大月422―10、住民票上の住所大阪市東住吉区西今川２丁目８番５号
破産者　Ｋ’ｓＷＡＹ　ＡＵＴＯＭＯＴＩＶＥこと　藤本　賢一
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１８０号
大阪府東大阪市友井２丁目23番４号
破産者　磯　　圭子
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２４７号
大阪市旭区高殿２丁目６番36号
破産者　中島久仁江
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２５１号
兵庫県芦屋市東山町27番７―201号
破産者　宮田　眞司
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２９４号
堺市南区庭代台１丁23番５―308号
破産者　ＵＢ金属施工図事務所こと　坂邉　宏一
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番６―301号
破産者　木下　昌弘
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４２号
兵庫県尼崎市南城内２番地の35築地改良住宅１棟209号、前住所兵庫県尼崎市東本町３丁目77番地の２
破産者　佐々木利幸
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８５号
兵庫県西宮市田近野町７番４―1212号
破産者　内田　幸宏
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５０号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目110番地の３
破産者　岩永　安夫
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７４号
兵庫県芦屋市宮塚町12―19―205、前住所兵庫県芦屋市山芦屋町17―26―202、開始決定時の住民票上の住所兵庫県芦屋市精道町３番１号
破産者　城戸亜由美
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７５号
熊本市長嶺南８丁目４番８―101号
破産者　井手　正秀
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６５５号
熊本県合志市幾久富1909番地218　武蔵野台ハイツ106号
破産者　北原　寛仁
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１１０号
札幌市豊平区西岡２条11丁目２番13号
破産者　星野　久美
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２３５号
札幌市西区山の手２条３丁目１番１―301号
破産者　尾崎眞由美
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５９号
宮城県宮城郡利府町加瀬字南野中沢13番地19
破産者　阿部　寛子
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９０１号
仙台市太白区門前町２番１号　佐松アパート207、開始決定時の住所仙台市太白区富沢３丁目25番23―401号
破産者　佐藤しづか
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係